

## 岡山県労働協会定款

(名称)

第1条 本会は、岡山県労働協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 協会の事務所は、岡山市中区古京町1-7-36岡山県労働雇用政策課内に置く。

(目的)

第3条 協会は、県内の労働者・使用者及び県民一般の労働問題に関する理解と良識を培うことを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 講習会・講演会・研究会及び懇談会等の開催
- 2 労務管理改善の研究及び指導
- 3 広報・教育資料の発行及びあっせん
- 4 独立行政法人労働政策研究・研修機構、その他関係機関との連絡活動
- 5 その他、協会の目的を達成するための必要な事業

(会員)

第5条 協会の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員 県内の労働組合並びに使用者及びその団体
- 2 賛助会員 協会の事業に賛助する行政機関及び公共団体
- 3 特別会員 前各号に掲げるもののほか、協会の事業の目的に賛同する者で、理事会が認めるもの

(役員及び顧問)

第6条 協会に次の役員及び顧問を置く。

- |        |     |       |     |
|--------|-----|-------|-----|
| 1 会長   | 1名  | 2 副会長 | 2名  |
| 3 常任理事 | 若干名 | 4 理事  | 若干名 |
| 5 監事   | 2名  | 6 顧問  | 若干名 |

(役員の選任)

第7条 会長、副会長及び常任理事は、理事会において選任する。

2 理事及び監事は、総会で選任する。ただし、補欠の理事及び監事については、第14条の規定により理事会において選任する。

(役員の職務権限)

第8条 会長は協会を代表し、会務を総務する。

2 副会長は会長を補佐して会務を行い、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 常任理事は、会長の命を受け会務を処理する。

4 理事は、理事会を組織し、重要な会務を審議し決定する。

5 監事は、会計を監査するとともに、理事会に出席して意見を述べるができる。

(顧問)

第9条 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

(総会)

第11条 総会は、原則として年1回とし、会長が招集する。

2 総会は、正会員・賛助会員及び特別会員をもって組織する。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

第12条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長をもって充てる。

3 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会の付議事項)

第13条 次の各号に掲げる事項は、総会に付議するものとする。

- 1 事業計画の承認
- 2 予算及び決算の承認
- 3 定款の変更
- 4 役員を選出(ただし、補欠の場合を除く。)
- 5 その他必要な事項

(理事会の付議事項)

第14条 次の各号に掲げる事項は、理事会で審議するものとする。

- 1 事業計画
- 2 予算及び決算
- 3 定款の変更
- 4 補欠役員の選任
- 5 その他必要な事項

(事務局)

第15条 協会に事務局を置き、会務を処理する。

- 2 事務局は次の職員をもって構成し、職員は会長が任命する。
  - 1 事務局長 1名
  - 2 書記 若干名
- 3 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括する。

(会費)

第16条 会員は、次の定めるところにより会費を拠出しなければならない。

- 1 正会員及び特別会員 1年につき 1口 5,000円
- 2 賛助会員 1年につき 1口 12,000円
- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、会費を減免することができる。

(収入及び会計)

第17条 協会の収入は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 会費
- 2 寄付金品
- 3 補助金及び助成金
- 4 その他の収入
- 2 協会の経費は、第1項各号に掲げる収入をもって充てる。
- 3 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(附則)

- 1 この定款は、昭和41年8月26日から施行する。
- 2 協会の設立当初の会計年度は、第17条第3項の規定にかかわらず、協会の設立の日から昭和42年3月31日までとする。
- 3 協会の設立当初の役員任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、協会の設立の日から昭和42年3月31日までとする。

(附則)

改正後の定款は、昭和49年4月1日から施行する。

(附則)

改正後の定款は、昭和57年6月5日から施行する。ただし、改正後の第16条の規定については、昭和57年4月1日から適用する。

(附則)

改正後の定款は、平成9年5月21日から施行する。

省 略

(附則)

改正後の定款は、変更のあった日から施行する。